

検証委員会の検討事項について

1 検証の考え方

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）等に照らして、次の観点から、県の対応の問題点と責任の所在を明らかにする。

- (1) 行使すべき権限を行使していたか。
- (2) 行使すべき権限を行使していたが、その内容や時期において適切だったか。

2 検証対象の特定

(1) 関係法令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）等

(2) 対象関係機関

廃棄物の処理及び清掃に関する法律を所管する宮城県の本庁・出先機関

(3) 対象期間

平成2年8月6日から平成17年4月まで

3 検証のポイント（予定）

(1) 容量超過、区域外埋立て

- ・容量把握は適切だったのか。
- ・埋立容量10%未満増の軽微変更届出への対応は適切だったのか。

(2) 安定5品目以外の廃棄物の埋立て

- ・違法行為を確認する都度に行った行政指導は適切だったのか（行政処分への移行の検討が十分だったか。）

(3) 悪臭

- ・事業者に対する指導は適切だったのか（行政処分への移行の検討が十分だったか。）
- ・県が実施した臭気調査は妥当だったのか（生活環境保全上の支障の有無の判断が適切だったか。）
- ・苦情への対応が適切だったのか。

(4) 水質について

- ・事業者に対する指導が適切だったのか（行政処分への移行の検討が十分だったか。）

(5) 住民からの情報

- ・住民からの情報に対する認識と対応は適切だったのか。

(6) 事業者の経営能力

- ・事業者の経営能力に対する認識と対応が適切だったのか。